

瀬戸市公契約条例に係る適正な労働条件の確保についての
報告等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市公契約条例（令和3年瀬戸市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、適正な労働条件の確保についての報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公契約 瀬戸市公契約条例施行規則（令和3年瀬戸市規則第17号）第2条の労働条件の確保について報告を求める公契約をいう。
- (2) 契約担当者 瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第4条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 受注者 市と工事、製造、業務委託その他の請負契約を締結した者をいう。
- (4) 労働者 特定公契約の履行に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- (5) 下請負者 市以外の者から特定公契約の履行に係る業務の一部を受注する者をいう。
- (6) 契約担当課 特定公契約に係る事務を所管する担当課等をいう。

(特定公契約の明示)

第3条 契約担当者は、特定公契約に係る入札の公告その他の公契約の申込みの誘引を行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 条例第6条に規定する特定公契約に該当すること。
- (2) 受注者が自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（第1号様式）及び下請負者に係る労働条件報告書（第1号様式）の提出を受注者に求めること。
- (3) 特定公契約であることを明示する看板の掲示等を受注者に求めること。

(労働条件報告書の提出)

第4条 契約担当課の監督職員は、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

- 2 契約担当課の監督職員は、受注者が業務の一部を第三者に受注させるときは、当該受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を当該第三者に作成させ、受注に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、契約担当者に提出させるものとする。
- 3 契約担当課の監督職員は、下請負者が業務の一部を第三者に受注させるときは、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を当該下請負者を通じて当該第三者に作成させ、受注に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負者を通じて当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、契約担当者に提出させるものとする。なお、数次にわたって受注に係る契約が締結される

ときも同様に取り扱うものとし、契約担当課の監督職員は、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を全ての下請負者から提出させるものとする。

4 契約担当課の監督職員は、受注者から提出された労働条件報告書（第1号様式）の原本を契約担当者に提出するものとする。

（調査等）

第5条 契約担当者は、受注者から提出された労働条件報告書（第1号様式）を確認した結果、必要と認める場合には、関係機関と連携を図りながら、受注者又は下請負者（以下「受注者等」という。）に対して聴取り等の調査を行うものとする。

2 契約担当者は、関係機関と協議の上、受注者等に労働条件の改善が必要と判断したときは、労働条件改善通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働条件の改善を図り、その内容について労働条件改善報告書（第3号様式）により速やかに契約担当者に報告するものとする。

（労働者への周知）

第6条 契約担当者は、労働者に周知するため、受注者に対し、特定公契約に該当することを表す看板を貸与し、労働者が見やすい場所に掲示させるものとする。ただし、現場の状況等により看板の掲出が困難と認める場合は、受注者と協議の上、労働者への周知の措置として適すると認める代替の方法によることができる。

2 受注者は、契約期間の全期間中、前項の規定による看板の掲示等の状態を留めておき、契約期間終了後、速やかに契約担当者に貸与された看板を返却することとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる特定公契約について適用する。

第1号様式（第4条関係）

労働条件報告書

年 月 日

(宛先)
瀬戸市長

受注者 所在地
商号又は名称
代表者の氏名

契約名	
-----	--

区 分	項 目	回 答
総 則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 就業規則を作成し、法令に従った方法で周知していますか。また、事業場単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。	
労使協定	(3) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。	
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	(7) 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。	
	(8) 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増賃金を支払っていますか。	
	(9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業者は労働者に対して安全配慮義務がありますが、法令に基づく安全衛生管理体制（安全管理者の選任等）は整備されていますか。	
	(12) 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びその後1年に1回、定期的実施していますか。	
各種保険	(13) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを行っていますか。	

「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「-」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲：本契約案件における業務に従事する者

2 受注者が業務の一部を第三者に受注させるときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者が取りまとめて提出してください。

第2号様式（第5条関係）

労働条件改善通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで提出された、 工事・業務委託
に係る労働条件報告書を確認したところ、下記のとおり不適切な事項が
確認されたので、瀬戸市公契約条例に係る適正な労働条件の確保につい
ての報告等に関する事務取扱要領第5条第2項に基づき、改善されるよ
う通知します。

区 分	指 導 内 容	根 拠 法 令

第3号様式（第5条関係）

労働条件改善報告書

年 月 日

（宛先）
瀬戸市長

事業者

年 月 日付け労働条件改善通知書で通知された、
工事・業務委託に係る指導内容については、下記のとおり改善しました
ので報告します。

区 分	改 善 内 容	措 置 日